# 公益社団法人難民起業サポートファンド 2020 年度事業計画書 2020 年 7 月 1 日~2021 年 6 月 30 日

### はじめに

当社団は、難民自身の持つ人材としての可能性や挑戦への意欲に注目し、難民の経済的自立を支えるべく活動している。

昨年度は、引き続き難民を取り巻く環境が厳しい中、安定した在留資格を得ることへの困難が変わらず存在した。そういった中で、過去に支援を行った難民起業家の事業状況を改善するための支援を中心に実施しつつ、新たに起業を考える難民への相談対応も実施した。

また、2020年1月頃から、新たな難民起業家を発掘し支えるための企画の検討を開始した。しかしながら、2020年2月以降、新型コロナウイルスの急速な流行により新規の入国者は極度に減少したが、同時に現在難民起業家が経営している事業環境も非常に悪くなった。そのため、急遽既存の支援先の状況を確認し、対応のアドバイスを行うこととなった。

2020年度においては、新型コロナウイルスの影響は継続すると考えられることから、特に年度前半においては、既存の支援先を中心に、既に起業をしている難民起業家への経営支援を行っていく。そして経済状況や感染状況を見据えながら、新たな難民起業家を募集する企画を、国際機関などの協力も得ながら実施していくことを想定する。

具体的な事業は、以下の通りである。

#### 1. 公益目的事業

- (1) 難民等の起業に対する融資及び経営支援、ならびにマイクロファイナンスに 関する調査、研究及び広く日本社会に向けたアドボカシー事業(公益目的事 業1)
  - 資金貸付

日本に逃れて来た難民等(難民申請の結果人道配慮に基づく在留を認められた者や、難民申請中で就労許可を得ている者を含む)で、

日本において自立した生活を営むために新たに事業を立ち上げたい、もしくは既に事業を立ち上げたが改善ないし成長させたいと考えている者を対象として、事業性資金の融資、および弁護士や税理士、経営コンサルタント等専門家を含めた幅広い人々による日本の法制度・商習慣を始めとした包括的な経営支援を行う。

2020 年度においては、新規の融資先を1件実施することを目指す。 また、新型コロナウイルス流行のため、事業が厳しい状況にある難 民起業家も存在する。公的な支援制度へのアクセスを優先するもの の、臨時に資金が必要となった場合に融資をして事業継続を実現す ることも検討する。

また、経営支援委員会および、弁護士や税理士等の専門家を含むプロボノ(専門家がその知識等を生かして無報酬でサービスを提供すること)・ボランティアとともに、経営支援(後述)を拡大し、より難民の起業への挑戦をスムーズとし、起業家増加に寄与する。

融資先決定は、これまでどおり、経営支援の一環として事業計画・ 資金計画の策定を支援し、資金使途及び返済計画を明確にした融資 申込書を個々の案件について作成させた上で、事務局から融資審査 委員会に個別に申請し、融資可否を判断する。

融資先として通期で、計100万円程度を見込む。

#### 経営支援

新型コロナウイルスの影響により、新規の起業・既存の事業ともに厳しい状況にあるため、状況を乗り越えるための支援を中心に行う。ただし、個々の経営状況を評価し、持続可能性が低いと考えられる場合には、事業撤退も含めたアドバイスを行う可能性もある。

経営支援先としては3~5件(融資先を含む)を実現し、融資先となり得る事業を育て、また事業の成功に向けた伴走を行う。

上記は、当社団スタッフに加え、プロボノ・ボランティア、および 金融機関等関係先の協力も受けて実施する。

調査・研究、講演・出版

厳しい環境下での日本国内でのマイノリティ・生活困窮者の経済的自立の実現に寄与するため、当社団の事業からの経験を、日本社会に広く伝えられるよう、取材対応などの形で社会に伝える。また、当社団のウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用した広報活動も実施する。

- (2) 国際機関との協働による生活困窮難民等の支援事業(公益目的事業2)
  - ・ 新規の難民等の起業家を集めたコンペの実現

難民等の経済的自立を目指し、難民の就労可能性を高めるべく、国際連合難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所もしくはその他団体、企業や研修機関と協力し、新規に企業に挑戦する難民等を対象とした企画(ビジネスコンペ等)を実施する。

- 2. その他公益目的を達成するために必要な事業
- (1) 関係諸団体とのネットワーク

非営利金融を円滑に実施できる制度構築を目指し、全国 NPO バンク連絡会やその他 NPO バンク、マイクロファイナンス機関等と随時情報交換を行い、当社団の事業へ反映し、また共同での社会への発信等を行う。この発信においては、日本社会への当社団及び難民起業家の存在の PR も期待される。

(2) ファンドレイジング・広報活動

当社団の融資原資、および活動のための費用に充当するためのファンドレイジング活動を行う。

また、ファンドレイジング活動の一環として、学生や社会人を対象と した難民起業や難民支援、マイクロファイナンスについての学習機会 を複数回実施し、同時に難民起業家の存在についての広報機会・支援 者獲得機会にもつなげる。

## (3) その他

その他、同社団の事業に必要な活動を行う。

以上